

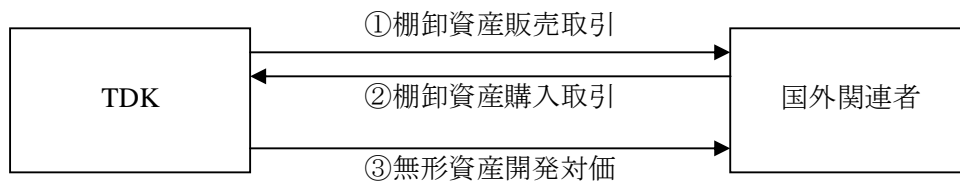
そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： TDK 移転価格裁決事例

国税不服審判所は2010年1月27日、TDK株式会社（以下「TDK」）に対して、原処分の一部である約141億円を取り消す裁決を行いました。

事案の概要



裁決に至る経緯

2005年6月29日、更正処分による増差所得金額213億円

2007年6月29日、異議決定による取消額30億円

2010年1月27日、裁決による取消額141億円

主な争点

- 残余利益分割法を適用したことの適否
- 残余利益分割法の適用上の議論として、国外関連者が負担した研究開発費を納税者の分割指標として研究開発費に含めたことの適否

残余利益分割法適用の適否

納税者は上図①、②、③について、それぞれ個別の取引として独立価格比準法、再販売価格基準法、独立価格比準法と同等の方法を適用すべきと主張しました。

これに対して、審判所は、①、②、③が一体的に営まれている事情は認められるものの、そのことから直ちに一の取引であるとは言えず、まずは個別取引ごとに独立企業間価格を算定できるか否かを検討すべきであることを示しました。その上で、原処分庁が行った個別取引という観点からの調査は、可能な限りの調査を尽くしたものと評価され、にもかかわらず適切な比較対象取引を把握することができなかった以上、基本三法及び基本三法と同等の方法を用いることはできないと判断しました。

また、納税者及び国外関連者はそれぞれ重要な無形資産を有しており、このような場合に原処分庁が採用した残余利益分割法を適用することは有効として、納税者の主張は認められませんでした。

国外関連者が負担した研究開発費を納税者の分割指標に含めたことの適否

納税者は、国外関連者が無形資産の形成に極めて重要な貢献を果たしており、現地で負担した研究開発費を国外関連者の分割指標に含めるべきと主張しました。

これについて、審判所は、国外関連者が研究開発テーマの策定に参加している点、顧客に研究開発に係る情報等を提供している点、事前に資金リスクを負担している点、研究開発に係る進捗管理に当たって、研究開発リスクに配慮している点を総合的に勘案し、国外関連者は研究開発において相応の役割を果たしており、研究開発を通じて生じる無形資産の形成に貢献していると判断しました。

よって、残余利益分割法による独立企業間価格の算定に当たっては、国外関連者が負担した研究開発費を国外関連者の分割指標に含めるべきとして、納税者の主張が認められました。

お見逃しなく！

残余利益分割法の適用にあたり、国外関連者が負担する研究開発費を日本・現地のどちらの分割ファクターに含めるべきかの議論において、本件では、国外関連者が無形資産形成のための意思決定、役務の提供、費用負担、リスク管理を行っていることを立証することができたことが裁決の結果に大きく影響したものと考えます。

一方、移転価格事務運営指針 2-12 によりますと、無形資産の形成等において法人又は国外関連者が単にその費用を負担しているというだけでは、貢献の程度は低いものであるとされています。機能・リスクの測定方法として単なる費用負担の場合をどのように扱うかという点が今後の問題として残されました。